都市計画グループ☎079 236

(435)



7

0 7 9

(437) 7386

播磨町空家等バンク制度を設けました

machizukuri/toshi/akiya/akiyabanku.html

本制度は、町内にある空家等の物件情報を町ホームページ

などに公開し、空家等の活用を促進するための制度です。バ

令和5年12月31日) 令和5年2月31日) 31日(平成28年4月1日から経過する日の属する年の12月 相続日から起算して3

たものに限り、その敷地を含は築された家屋(耐震性のないた昭和56年5月31日以前にいた昭和に供して 合わせくださ 3千万円が特別控除されます。 屋または土地の譲渡所得から を譲渡した場合には、 む)または取り壊し後の土地 しくは、 税務署へ までに、 当該家 、 お 問

なお、 この特例措置を利用

合は、

に管理を依頼する

合は、業者や知り合いの方ご自身で管理ができない場

定期的に立木の剪定や雑草

の除草を行う

するために必要な書類のうち、 「被相続人居住用家屋等確認 可能(有料)です。詳しくは、ルバー人材センターでも代行軽易な管理については、シ 直接お問い合わせくださ

については、 プにて交付

都市計画グ

域シルバ 問合せ 人材センター (公社) 加古郡広 り

3千万円特別控除空き家の譲渡所得 0 年を

管理をしました。 理してください。 次の事項に心がけ、 よな う !

ご近所や自治会と連絡先を トラブルを避けるためにも、 適切に管

際に連絡を取れるように備いい。異常があった どがあれば修繕などを行う どの状況を確認し 定期的に施錠や建物 るように備 破損な 塀な

える

7 (土・日曜日と祝日、 0 7 9 前8時30分~ (435) 午後5時15分 2366 年末年

ンクに登録できるのは、町内にある一戸建ての住宅が対象で 詳しい内容は、下記のホームページを参照ください。 http://www.town.harima.lg.jp/toshikekaku/kurashi/

空家等相談窓口

※播磨町内にある空家等が対 置しています。 にわたるため、 などについては、 空家等に関する相談や苦情 、相談窓口を設は、多岐の分野

象です。 談窓口

ているかご紹介します

普段まちづくりアドバイザーがどんな活動を

まちづくりア

週3日

(主に月、アドバイザ

まちづくりアドバイザーの日々の活動

たいけど、どうしたらいいか」などの相談がありました。こういった相談ました。こういった相談で、ぜひお問い合わせくで、ぜひお問い合わせください。 たりと、播磨町のまち では「総会で書面決議 では「総会で書面決議 では「総会で書面決議 では「総会で書面決議 木、金曜日)、企画グルイ、金曜日)、企画グループに勤務しています。日々の活動として、例えば、地域の拠点であるコープに勤務しています。 たいけど、どうしたらいるから防災について考えるから防災について考え 種計画づくりに委員としてループが協働ですすめまた庁内では、複数の



問わず横断的に業務を進 いてお話しする機会もあいてお話しする機会を開いたり、 もでいます。2020年の活がよちづくりアドバイザー令和いては、まちづくりについては、まちがくりについては、まちがくりについては、まちが、はぜひ町ホームページかんだが、まちが、はぜひ町ホームページかんでいます。気になる方がはがいます。気になる方がは、まちがはいます。

【まちづくりアドバイザーとは】 播磨町では、多様化・複雑化する地域の課題やニーズに、より細かく対応するため、 2020年度より「まちづくりアドバイザー」を配置しています。自治会活動やコミュニティ活動、自主的なまち づくり活動について専門的な視点から支援します。

まちづくりアドバ ま ち ア ド 通 信

今回は、普段まちづくりまちづくりアドバイザ を配置して1年が経ちました 4

イザーがお届け する

保安上の問題

- ・建物、塀などが傾いて倒れる おそれがある
- するおそれがある

空き家を放置すると様々な 問題が生じ、他人に危害を 加えると、損害賠償を請求 されることがあります。

・屋根や外壁が破損して、飛散

次のような状態特定空家とは ような状態を

5

い

ます

等 著. その 著 適切な管理が行われておそれのある状態 るおそれのある状態 しく衛生上有害となる しく保安上危険とな まま放置 れば倒壊

空き家の所有者には管理責任があります!

こんな状態で、周辺の迷惑になっていませんか?

※下記は一例であり、その他様々な問題があります。

る「特定空家等」と判定され置法第2条第2項に規定され等対策の推進に関する特別措 状態の ると、 空き家を放置し続け、 適切な管理が行われて 改善を求めることとな 法に基づく措置により、 空家 (1 な

措置の流れ

衛生上の問題

・汚水、排水の流出により、

臭気が発生している ごみの放置などにより、

臭気が発生している

ている

ごみの放置などにより、

動物がすみついている

・シロアリが大量発生している

できる状態で放置されている

ねずみ、蚊などが発生し

景観や生活環境の問題

・草木の繁茂や立木が隣地や道路にはみ出している

・門扉が施錠されておらず、不特定の者が容易に侵入

・窓ガラスが割れたまま放置されている

代執行 助言 指導

- ※勧告の対象となった特定空家等に係る土地は、固定資産税の住宅用地特例の対象から除外されます。
- ※命令に従わない場合は、過料に処せられることがあります。

ることが不適切である状保全を図るために放置す

その他周辺の生活環境の

観を損なって

いる状態

ないことにより著しく景

※代執行に要した費用は、義務者(所有者など)から徴収します。

広報はりま 3.7

11

す。

特定空家等に対する措置